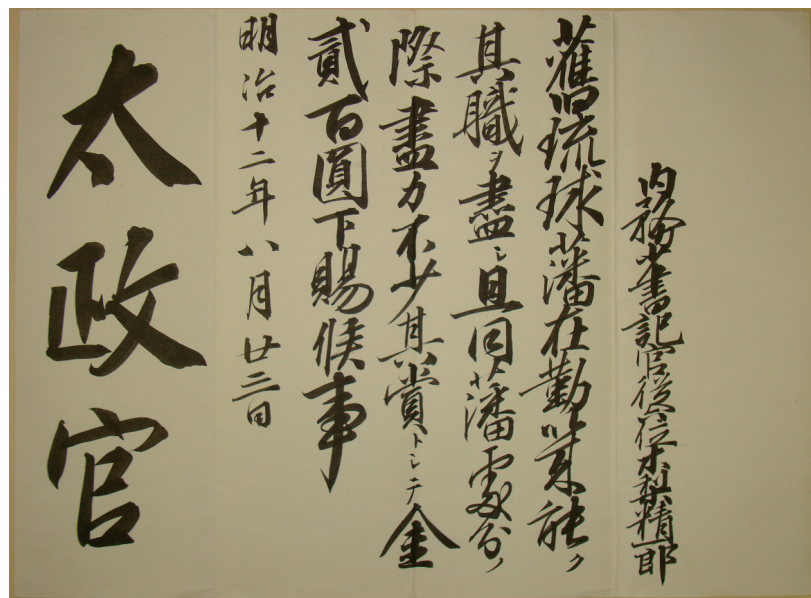


琉球処分



＊木梨家文書73「褒賞（琉球藩処分尽力ニ付金貳百円下賜）」

（本文のみ）
旧琉球藩在勤以来能ク
其職ヲ尽シ且同藩処分ノ
際尽力不少其賞トシテ金
貳百円下賜候事

解説

近世の琉球王国は、①薩摩藩を管理者として幕藩体制の中に位置づけられていた、②清国と外交・貿易関係をもち、国王は皇帝の冊封を受けていた、③独自の王国体制で領内を経営していた、等において特異な存在であり、いわば「日本の中の異国」的な存在でした。

「琉球処分」は、琉球から清国への朝貢関係などを断絶させ、一つの県として日本に統合するために明治政府が行なった、1872（明治5）年の琉球藩設置から1879（明治12）年の沖縄県設置までの一連の施策をいいます。

左の資料は、琉球処分に深く関わった木梨精一郎の功績に対する褒賞状です。木梨は1876（明治9）年、琉球の清国への臣礼の謝絶を、太政大臣三条実美の命令書により正式に命じた人物です。

琉球の藩吏らは陳情や嘆願を重ねて反対しましたが、1879（明治12）年3月、政府は警官や軍隊を伴って廃藩置県を令達しました。そのときの沖縄県令心得もまた、木梨精一郎でした。首里城を明け渡した旧藩王の尚泰は琉球を離れ、東京住居を命じられました。

＊木梨家文書には、上記に関連して、精一郎の琉球藩在勤の辞令（1876年、同63）、沖縄県令心得事務取扱の辞令（1879年、同71）等があります。「心得」とは、下級の者が一時的に上級の者の職務をつかさどる場合の名称です。のち精一郎は貴族院議員等を歴任し、1896（明治29）年に男爵となりました。